

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

令和 2 年 4 月 1 7 日
文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

I. 復元

1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

（1）基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
 - ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
 - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること

（2）技術的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - ① 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資

料

- ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
 - ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
 - ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) 配慮事項

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。

※防火対策については「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること

- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

II. 復元的整備

1. 定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

- ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為
- イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

2. 基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、I. 2. (1) の基本的事項及び(3)の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。

(1) 手順

ア. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。

- ① 復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること
- ② 史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること
- ③ ②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること
- ④ 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
- ⑤ 復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること

イ. 当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること

ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること

エ. I. 2. (2) 技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

(2) 留意事項

ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること

イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること

ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所（例えば、城跡における本丸等枢要箇所）を避けるなど配慮すること

エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

Ⅲ. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再現を行う場合についても、本基準を参酌しつつ、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会の指導・助言を受けることができる。